

## 平成30年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成30年11月19日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第9号 専決処分の報告について（モレラ岐阜駅駐輪場破損に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第10号 専決処分の報告について（糸貫西幼稚園内での事故に係る損害賠償）
- 日程第6 報告第11号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第7 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第8 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第9 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 財産の無償譲渡について（小弾正公民館）
- 日程第12 議案第54号 財産の無償譲渡について（通称 且内児童公園）
- 日程第13 議案第55号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	高橋 勇 樹	2番	今 枝 和 子
3番	高 田 浩 視	4番	寺 町 茂
5番	河 村 志 信	6番	澤 村 均
7番	堀 部 好 秀	8番	鏝 本 規 之
9番	黒 田 芳 弘	10番	臼 井 悦 子
11番	道 下 和 茂	12番	村 瀬 明 義
13番	若 原 敏 郎	14番	瀬 川 治 男

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	早川 謙
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	洞口 博行
健康福祉部長	久富 和浩	産業建設部長	原 誠
林政部長	古沢 弘康	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	溝口 信司	会計管理者	金森 利泰

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山 昭彦	議会書記	坪内 重正
議会書記	大久保 守康		

---

## 開会の宣告

### ○議長（鐔本規之君）

ただいまから平成30年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鐔本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 今枝和子君と3番 高田浩視君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（鐔本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの26日間とし、11月20日、22日から28日、12月1日から12月13日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど述べたとおりとすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（鐔本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました会議につきまして報告させていただきます。

10月17日、会期を1日とし、平成30年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。

会議では、最初に議長の選挙が行われ、岐阜市議会議長の信田氏が議長に就任されました。

その後、議案の審議に入り、提出されました議案は、平成29年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計及び歳入歳出決算認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後、審議を行いました。審議の結果、原案のとおり認定されました。

以上、報告させていただきます。

なお、会議等の資料については、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。

これで終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第60号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、9月に開かれました第3回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、ペタンク大会の写真を掲載しました。2ページからは、議員活動日誌、本巢市議会構成名簿、定例会で議決された30年度補正予算の内容と主な議案について、29年度会計決算、会派代表質問、一般質問、委員会活動、審議結果及び各議員の評決、議員研修の順に掲載しました。

今回は、平成30年9月27日、10月2日、10月10日、10月15日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（鰐本規之君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

もとす広域連合議会議長 大西徳三郎君。

#### ○16番（大西徳三郎君）

もとす広域連合議会の報告をさせていただきます。

平成30年第2回もとす広域連合議会定例会が会期を10月24日から11月1日までの9日間として、本巢市役所真正分庁舎において開催されました。

今定例会では、瑞穂市議会選出議員の3名の辞職に伴い選出議員に異動がありましたので、関係する常任委員会委員の選任が行われました。

定例会に提出された議案は、人事案件1件、平成29年度決算認定3件、平成30年度補正予算3件の計7件でありました。人事案件については、もとす広域連合公平委員会委員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成29年度一般会計介護保険特別会計老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において決算並びに協議が行われ、次のとおり質疑がありました。

一般会計歳入歳出決算については、障がい者支援区分認定審査会費市町村負担金の算定方法について、休日急患診療所の医師、薬剤師の報酬額の状況と、患者数が多い場合の診療時間の延長について、衛生施設のし尿処理場における停電時の対応について、幼児療育センターの停電時における太陽光発電電気の使用と利用児童数の増加に伴う施設の広さ、送迎サービスの利用状況についての質疑がありました。

介護保険特別会計歳入歳出決算については、介護予防事業を行わなかった場合の介護給付費の影響について、介護保険生活サービス事業委託料及び地域包括支援センター運営委託事業で、本巣郡が瑞穂市分より高額となっている理由について、介護保険生活支援サービス事業で、本巣市分が一番高額となっている理由について、地域支援事業費の総合事業精算金の決算額がゼロとなっている理由について、市町村負担金の精算方法について、適正な基準の積立金と保険料アップに伴う財政的変化の考えについて、組織市町間で情報を共有し、市町の特色を生かしながら事業を推進していく重要性についてなどの質疑がありました。

老人福祉施設特別会計歳入歳出決算については、収入未済額の状況と今後の見通しについて、実質単年度収支の減少理由と、機器更新、施設改修の中・長期的な予定について、コミュニケーションロボットの導入効果について、大和園における働き方改革とパワハラについて、職員採用の実態について、人件費上昇の理由について、経営改善計画に伴う自己評価について、特別養護老人ホーム入所者に女性が多くなっている理由についてなどの質疑がありました。

3議案とも委員会での審査後、本会議において審査が行われ、原案のとおり認定されました。

次に、平成30年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算でございます。

この3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査並びに協議が行われ、一般会計補正予算については、報告すべき質疑はありませんでした。

介護保険特別会計補正予算については、保険給付費の予算の介護サービス費を介護予防費に組み替える理由について、最近の住宅サービスと施設サービスの利用傾向についての質疑がありました。

老人福祉施設特別会計補正予算については、養護老人ホームにおける業務の効率化と見直し状況についての質疑がありました。

3議案とも委員会での審査後は、本会議において審議が行われ、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので、お申し出ください。以上です。

#### ○議長（鏑本規之君）

次に、藤原市長より、行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

本巣市内の現在の用地取得状況につきましては、10月末の時点で、市内の全関係者406名のうち402名の皆様との補償を含めた契約が完了し、未契約者は4名とお聞きしております。

用地取得率につきましては、関係者数の割合で99.0%、取得面積では99.6%となっております。

今年度の工事につきましては、岐阜国道事務所発注分として本巣PA周辺の用排水路のつけかえ及び側道盛り土、また本巣PAへの導入路の横断ボックスカルバート、また中日本高速道路株式会

社名古屋支社発注分といたしまして、温井に隣接いたします瑞穂市内で橋脚4基の工事が予定されているとお聞きしております。

また、東海環状自動車道の早期整備を促進するため、8月6日、8月9日、8月20日、10月23日、10月29日及び11月12日には、関係市町の首長、議長、自治会長、消防会長、企業の代表者等とともに、岐阜県選出の国会議員、自民党本部、財務省及び国土交通省に対し、早期整備の要望を行ってまいりました。

今後も、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き国・県へ要望を行ってまいりますとともに、市として用地取得や工事施行などへの協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、本巣郡北方町大字北方始め旧八ヶ村入会地の解散につきまして、御報告を申し上げます。

本巣郡北方町大字北方始め旧八ヶ村入会地は、本市南部の市街地を流れる糸貫川沿川に広がる北方町の一部地域を含めた約61.6ヘクタールの土地でありました。

その歴史は古く、482年前に村民が共同の草刈り場として利用していたところであり、村と村の紛争が絶えなかったため、延宝8年に幕府評定所が糸貫川原の野を入会地と裁定したとされていす。

こうした歴史的な経緯を持ちます入会地につきましては、以前より土地使用者から払い下げについて強い要望があったことから、次世代へ負の遺産を引き継がないためにも、入会地を整理、解散することが適切であると判断し、個人貸付地46.8ヘクタール（全体の約76%）を入会地を使用している個人に、公衆用道路等14.8ヘクタール（全体の約24%）を地方公共団体等へ所有権移転登記することで、入会地を解消することとしました。

その後、こうした方針のもと、国・県等関係官署との協議を始め、関係自治会の皆様とも慎重に検討しながら手続を進めた結果、関係各位の御協力と御尽力により土地の整理作業も進み、平成27年度より土地所有権移転登記が開始され、平成29年度には登記が完了したため、平成30年3月31日に入会地を解散し、7月31日清算を結了しました。

改めて、関係自治会の皆様を初め国・県等を含めた関係者に、心から感謝を申し上げます。

また、11月5日には、今回の解散に多大な御尽力をいただいた関係自治会の皆様の功績をたたえ、感謝状を贈呈いたしましたところでございます。

次に、今年度の市の表彰につきまして、御報告申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され多大な御貢献をされた方々を対象に、功労者表彰、善行者表彰及び感謝状授与などを毎年度表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月5日に贈呈式を挙行し、地方自治功労2名の功労者表彰と多額の御寄附をいただきました方の善行者表彰を行ったところでございます。

また、先ほど御報告させていただいたとおり、長年の課題であった入会地権の解消に御協力いただいた自治会の皆さんや、多年にわたり市内幼稚園やイベントなどにおいて、おもちゃを無料で修理している団体、また地域の清掃活動や外国人留学生と地域児童の交流を行っている学校など、合

わせて19団体の方に感謝状を授与させていただきました。

今後も市民協働を推進するため、市民活動を実践しておられる個人・団体等に対しまして、支援をしてみたいと考えております。

次に、淡墨桜支援のための寄附金の状況につきまして、御報告申し上げます。

非常に強い勢力のまま9月4日に上陸した台風21号の暴風により、大枝4本が折れる被害のあった淡墨桜の支援のため、市内外の皆様から多額の御寄附をいただいております。

この場をおかりしまして、御寄附をいただいた多くの皆様に厚く御礼を申し上げるとともに、現在までの寄附の状況につきまして、御報告させていただきます。

まず、市に特定寄附として16の個人・団体の方から、合わせて358万円の御寄附をいただいております。

また、ふるさと納税において、11月18日現在で71件、134万9,808円の御寄附の申し込みをいただいております。

いただいた寄附金につきましては、地域の宝、日本の宝である淡墨桜を修復し、後世にしっかりと淡墨桜を引き継いでいくための貴重な財源として活用させていただく予定でございます。

次に、特設公衆電話の設置等に関する覚書の締結につきまして、御報告申し上げます。

市では、大規模災害時に使用可能な通信手段を確保することを目的に、10月31日にNTT西日本との間で、市内27カ所の指定避難所に、災害時に無料で利用できる特設公衆電話を設置するとともに、市民の皆様が利用できるようにするための覚書を締結いたしました。

これは、避難している市民にとって災害時の通信制限を受けずに無料で利用し、安否確認等を早期に行うことができるなど、不安解消への有効な手段になるものと考えております。

今後も市民の皆様のお安全・安心を確保するために、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第9号及び日程第5 報告第10号（上程・説明）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第9号及び日程第5、報告第10号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第9号 専決処分の報告について（モレラ岐阜駅駐輪場破損に係る損害賠償）でございます。

平成30年9月4日に、本巢市見延地内の樽見鉄道モレラ岐阜駅駐輪場破損により発生した物損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年10月29日に、損害賠償金を23万3,366円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

次に、報告第10号 専決処分の報告について（糸貫西幼稚園内での事故に係る損害賠償）でございます。

平成28年8月29日に、本巢市見延698番地（本巢市立糸貫西幼稚園内）において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年10月9日に、損害賠償金を77万4,352円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第9号は総務部長から、報告第10号は健康福祉部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

**○議長（鐔本規之君）**

報告第9号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、報告第9号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の2ページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。

それでは、概要を御説明させていただきます。

本年9月4日午後4時30分ごろ、本巢市見延地内の市が管理する樽見鉄道モレラ岐阜駅駐輪場のアクリル板の29枚中15枚が、台風21号の強風に飛ばされまして、同駐車場北側の子どもセンター駐車場に駐車してございました相手方の普通乗用車に当たり、損傷を与えたものでございます。

次に、相手方でございますが、所有者は、本巢市長屋733番地の成瀬正直氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償額23万3,366円、修繕費でございますが、これを支払い、双方その他の債権債務がないことを確認するものでございます。

損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の対象とならないことによりまして、市費で対応するものでございます。

以上、報告9号の補足説明とさせていただきます。

**○議長（鐔本規之君）**

続いて、報告第10号の補足説明を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

それでは、報告第10号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の4ページ、専決処分書をお開きください。

相手方は、本巢市七五三1208番地12プレスタルガール201号、長屋美愛、当時4歳の女児でござ



います。親権者は、長屋綾華氏でございます。

次に、事故の概要でございますが、平成28年8月29日午前10時30分ごろ、本巢市見延698番地の本巢市立糸貫西幼稚園の遊戯室におきまして、かけっこ遊びをしていた際、他の園児と接触、転倒し、左腕を骨折したものでございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金77万4,352円を支払い、双方その他債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございますが、過失割合につきましては、市が100%というものでございます。

また、示談までに2年の期間を要しましたことにつきましては、女児のけがが骨折であったことから、後遺症が残るかなどの判断をするために、1年以上の経過観察をする必要があったためでございます。

以上、報告第10号の補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第6 報告第11号（上程・説明）

##### ○議長（鐔本規之君）

日程第6、報告第11号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第11号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成30年度事業報告及び決算について提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

##### ○議長（鐔本規之君）

報告第11号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

##### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第11号につきまして、補足説明をさせていただきます。

本巢市土地開発公社につきましては、本年6月の議会定例会におきまして、解散の議決をいただき、その後、岐阜県知事の認可によりまして、同月29日付をもちまして解散したところでございますが、地方自治法の規定によりまして、本年4月1日から解散日であります6月29日までの経営状況を報告させていただくものでございます。

それでは、議案書の5ページの次に経営状況説明書がございまして、1枚おめくりをいただきますと決算書がございまして、その決算書の1ページをお開き願います。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況、(1)の総括事項につきましては、先ほども御説明を申し上げましたが、公社解散までの経緯の報告でございます。

次に、(2)の理事会議決事項、2ページ上段の(3)の役員名簿、そしてその下の(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3ページをごらん願います。

2の業務につきましては、この間の報告する事業はございません。

次に、4ページをお開き願います。

3の会計につきましても、この間の借入金及び保有土地ともございません。

次に、5ページでございますが、ここからは決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出につきまして、まず収入でございますが、決算額は1,000円でございますが、定期預金の受取利息でございます。また、その下の支出の決算額は3万6,200円でございますが、この間の理事及び幹事の報酬などでございます。

次に、6ページをお開き願います。

損益計算書でございますが、一般管理費の支出によりまして、事業利益はマイナスの3万6,200円でございますが、受取利息1,000円の事業外収益を加えました当期純利益は、マイナスの3万5,200円となっております。

次に、7ページをごらん願います。

こちらは貸借対照表でございます。

まず左側の資産の部につきましては、流動資産の合計に資本金を加えました資産合計は、4億6,171万5,780円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、資本の部につきましては、基本財産としての資本金の500万円と、前期繰越準備金に当期純利益を加えました4億6,171万5,780円が資本合計でございますが、左側の資産合計と同額でございます。

次に、8ページはキャッシュ・フロー計算書、それから9ページは財産目録、また10ページ以降は決算附属書類でございます。

少し飛びまして13ページには、監査意見書を添付させていただいておりますので、改めてごらんをいただければと思います。

以上、土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第7 報告第12号及び日程第8 報告第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第7、報告第12号及び日程第8、報告第13号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市一般会計補正予算（第3号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年10月17日、平成30年度本巢市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年10月17日、平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上の詳細につきまして、報告第12号は副市長から、報告第13号は上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（鐺本規之君）**

報告第12号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

**○副市長（早川 謙君）**

それでは、報告第12号、平成30年度本巢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分に係る補足説明をさせていただきます。

先般の9月議会におきます全員協議会にて御説明しました台風21号による被害復旧に係る予算につきまして、10月17日に専決をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,223万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億5,198万8,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

台風21号により発生しました林道の災害復旧事業のため、9月議会におきまして補正しました災害復旧債に1,320万円を追加し、限度額を5,040万円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

分担金及び負担金でございますが、農業用施設の仮復旧に係る分担金としまして、20万9,000円を計上しております。

県支出金、県補助金でございますが、林道の災害復旧に係る県補助金1,762万2,000円を計上しております。

下段の諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、本巢北分署の屋根の復旧に係る北方町からの負担金120万4,000円を計上しております。

8ページをお開き願います。

市債でございますが、農林水産業施設災害復旧債としまして、1,320万円を計上しております。

9ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、5目の財産管理費でございますが、真正分庁舎の屋上の復旧及び糸貫分庁舎の屋上天窓及びサッシ等の復旧に係る工事費255万7,000円を計上しております。

民生費、社会福祉費、8目のぬくもりの里管理費でございますが、屋根の応急復旧に係る工事費130万円と、その上段には、本復旧に係る設計費48万9,000円を計上しております。

農林水産業費、農業費、5目の農地費でございますが、根尾門脇地内及び根尾水鳥地内で発生しました農業用水路ののり面崩壊に伴う復旧に係る倒木処理委託料153万9,000円と、山腹水路の仮復旧工事費210万円を計上しております。

同じく、農林水産業費、林業費、3目の林道費でございますが、林道維持管理委託料162万円及び崩土除去委託料270万円、10ページ上段には、林道維持に係る工事費129万6,000円を計上しております。

商工費、3目の観光費でございますが、淡墨公園内の施設の屋根の復旧に係る工事費952万9,000円を計上しております。

消防費、1目の常備消防費でございますが、本巢北分署の屋根の復旧に係る工事費392万4,000円、本巢消防署の屋根の復旧に係る負担金96万2,000円を計上しております。

教育費、小学校費、1目の学校管理費でございますが、席田小学校の低学年棟の屋根の復旧に係る工事費393万4,000円を計上しております。

11ページをお開き願います。

中ほどの災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、2目の林業災害復旧費でございますが、林道復旧に係る工事費3,193万4,000円を計上しております。

以上、平成30年度本巢市一般会計補正予算（第3号）の専決処分に係る補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

続いて、報告第13号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

#### ○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、報告第13号、平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

歳出予算の1款農林水産業費に111万9,000円を追加いたしまして、3款の予備費を111万9,000円減額するものでございます。

4ページをお開き願います。

1款1項1目小弾正地区処理施設管理費39万5,000円及び5目北野・春近地区処理施設管理費23万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。これは、9月4日の台風21号により、浄化センターの屋根瓦などが破損したことにより、修繕を行うために増額するものでございます。

次に、7目高尾・平野地区処理施設管理費48万6,000円の増額でございますが、台風の影響により倒木が発生いたしまして、それにより施設内のフェンスが破損したことにより、これを修繕するために増額するものでございます。

また、3款予備費111万9,000円の減額につきましては、これらの財源に充てるため、予備費を減額するものでございます。以上でございます。

**○議長（鐔本規之君）**

報告第12号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第12号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

報告第13号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第13号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第13号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第13号は承認することに決定しました。

---

### 日程第9 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第51号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

平成30年12月31日をもって任期が満了となる下川滝美氏を再任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げます。よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第51号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦についての補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護法に基づきまして人権相談を受けたり、人権の考え方を広める活動をしていただいております民間のボランティアでございます。人権擁護委員は無報酬でございますが、現在全国で1万4,000人が法務大臣から委嘱を受けまして、各市町村に配置されているところでございます。本市におきましても、8名の方が人権擁護委員活動に御尽力をいただいているところでございます。

この方々のうち、先ほど市長が提案で申し上げましたように、下川滝美氏が本年12月31日に任期満了となりますことから、再任の推薦をお願いするものでございます。

なお、下川氏におかれましては、現在、人権擁護委員のほかに民生委員、児童委員、都市計画審

議会の委員等もお願いをしているところでございます。

詳細につきましては、議案の10ページ及び議案の概要の1ページのほうに記載しておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

以上、議案第51号の補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[挙手する者なし]

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第10 議案第52号（上程・説明）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第10、議案第52号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第52号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第52号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、議案第52号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の2ページをごらん願いたいと思います。

1の改正趣旨でございますが、性的マイノリティー、性的少数者でございますが、これに配慮し、個人のプライバシーの尊重を目的として印鑑登録証明書等の性別に関する事項を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第6条印鑑登録原票に登録する事項のうち、男女の別を削除し、第11条印鑑登録証明書の記載事項のうち、男女の別を削除するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、平成31年1月1日からとするものでございますが、経過措置といたしまして、改正後の第6条第1項の規定につきましては、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用することとし、同日前の申請に係る印鑑の登録につきましては、なお従前の例によるものとするというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

**日程第11 議案第53号及び日程第12 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第11、議案第53号及び日程第12、議案第54号を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第53号 財産の無償譲渡について（小弾正公民館）についてでございます。

市が所有し自治会が管理する地区公民館について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号 財産の無償譲渡について（通称 且内児童公園）についてでございます。

本巢郡北方町大字北方始め旧八ヶ村入会地の解散に伴い、市が寄附を受けた土地で、自治会が管理する地区公園敷地について当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきまして、いずれも総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第53号及び議案第54号の補足説明を畑中総務部長に求めます。



畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第53号 小弾正公民館の財産の無償譲渡についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回無償譲渡をしようとする小弾正公民館につきましては、農業振興の拠点施設、転作促進技術センターとして、昭和57年から昭和63年にかけて、旧糸貫町が国庫補助によりまして整備いたしました8施設のうちの一つでございますが、国の処分制限期間24年が経過いたしましたので、本年4月1日に行政財産の用途廃止をいたしまして、地域福祉や住民交流の拠点施設であります地区公民館、普通財産として使用貸借契約により地元自治会が使用管理している施設でございます。

市といたしましては、本年の第1回本巣市定例会の本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例の中でも御説明をさせていただきましたが、当該施設建設後の施設の運営及び維持管理を地元自治会が行ってきたことに加えまして、実質的に地区公民館として市の補助金を活用しながら改修等を行ってきた経緯を踏まえまして、地元自治会が管理する地区公民館等につきましては、地方自治法第260条第2項の規定によりまして認可を受けました地縁団体へ、議会の議決を得て無償譲渡するものでございます。本年6月25日に、この施設を取得することを目的にいたしまして、小弾正自治会が地縁団体の認可を受けられ、同年10月26日に同地縁団体への譲与申請書が提出されましたので、無償譲渡するものでございます。

議案の13ページをお開きください。

無償譲渡いたします財産につきましては、御説明をさせていただきます。

無償譲渡する建物につきましては、小弾正公民館、所在につきましては、本巣市七五三1263番地2、構造といたしまして、木造平家建て、床延べ面積が109.30平米でございます。

無償譲渡の相手方は、先ほど申しましたように、本巣市七五三1263番地2、団体名が小弾正自治会、代表者 大西秀和氏でございます。

無償譲渡の条件といたしまして、地域住民の交流拠点施設として使用することということを規定しております。

なお、議案の概要の5ページから7ページまで、位置図及び建物等の写真が添付してございますので、ごらんいただければというふうに思っております。

続きまして、議案第54号、同じく財産の無償譲渡でございますが、（通称）旦内児童公園でございます。

恐れ入りますが、議案の概要の8ページをお開きいただきたいと思います。

当該公園敷地は、本巣郡北方町大字北方始め八ヶ村入会地内にございました本巣市及び北方町の双方の持ち分2分の1の土地でございます。

当該土地は、旦内北自治会及び旦内南自治会の双方で使用管理してきた公園敷地でございますが、当該入会地の解散に当たって、両自治会の共有地として無償譲渡することを進めてまいりましたが、

平成30年3月31日の当該入会地解散までの譲渡が困難となりましたことから、譲渡できる地縁団体の設立までの間の受け入れ先といたしまして、平成29年7月24日、北方町の2分の1の持ち分を市に寄附を受けまして普通財産とした土地でございます。その後、双方自治会及び平成28年3月に既に設立されておりました地縁団体、且内南入会地地縁会でございますが、この3者におかれまして協議をなされまして、当該地縁団体が取得することで合意し、本年10月25日に同地縁団体から譲与申請が提出されましたので、無償譲渡をするものでございます。

議案の14ページをお開きいただきたいと思います。

無償譲渡いたします財産につきまして、御説明させていただきます。

無償譲渡する土地につきましては、本巢市上真桑字糸貫川通2240番地116、地目は原野でございます。地籍につきましては、1,299平米でございます。

無償譲渡の相手方は、本巢市上真桑1275番地1、団体名が且内南入会地地縁会、代表者 翠博氏でございます。

なお、議案の概要の9ページから12ページまでにつきましては、位置図及び建物等の写真を添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、今後もこうした自主的に自治会が使用・管理している地区公民館、公園敷地等につきましては、譲渡できる地縁団体の設立を推進いたしまして、譲与申請が提出されましたら、地縁団体への無償譲渡をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第53号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第55号（上程・説明）

#### ○議長（鐔本規之君）

日程第13、議案第55号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第55号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画法による開発行為により整備された道路について、市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鐔本規之君）

議案第55号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

#### ○産業建設部長（原 誠君）

議案第55号 市道路線の認定について、補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の14ページ、認定路線位置図をごらんください。

認定をお願いする路線は、糸貫春近地内の24戸の専用住宅分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路でございます。

15ページをごらんください。

起点は春近字町田190番26地先から、終点、春近字町田190番21地先までを市道糸貫4231号線として。また、16ページをごらんください。起点は春近字町田190番14地先から、終点、春近字町田190番9地先までを市道糸貫4232号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

**○議長（鐔本規之君）**

10分程度、暫時休憩いたします。50分より始めますので、よろしく願いをいたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時51分 再開

**○議長（鐔本規之君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第14 議案第56号から日程第18 議案第60号まで（上程・説明）**

**○議長（鐔本規之君）**

日程第14、議案第56号から日程第18、議案第60号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894万6,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、県補助金と諸収入の増額をするものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金の増額、農業集落排水事業特別会計繰出金及び水道事業会計補助金の減額、台風21号被害農業者向けの経営体育成支援事業補助金の増額、またニホンジカ個体数調整捕獲事業に係る個体数調整捕獲報償金等の増額、またブロック塀撤去等に係るブロック塀等撤去・改修事業費補助金の新規計上などがございます。

次に、議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,668万7,000円を追加するものでござい

ます。

歳入の主なものとしたしましては、前年度繰越金の増額をするものでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、国民健康保険基金積立金の増額と平成29年度の療養給付費等負担金に係る還付金等の増額でございます。

次に、議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万1,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、前年度繰越金の増額と一般会計繰入金の減額をするものでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、原油価格高騰等に伴う光熱水費等の増額でございます。

次に、議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万5,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、前年度繰越金の増額と一般会計繰入金の減額をするものでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、消費税確定申告に伴う消費税の増額でございます。

次に、議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入支出それぞれ400万円を減額するものでございます。

収入の主なものとしたしましては、一般会計補助金の減額でございます。

また、支出の主なものとしては、利率見直し方式で借り入れた企業債の支払利息の減額でございます。

資本的支出につきましては、167万9,000円を増額するものでございまして、企業債償還金の増額でございます。

以上の詳細につきましては、議案第56号は副市長から、議案第57号は市民環境部長から、また議案第58号から第60号は上下水道部長から、それぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第56号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

#### ○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書1ページ目をお開き願います。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億7,093万4,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

本巢市山口地内にあります2110-5号橋の橋梁補修工事については、平成31年度において補修を行う予定でありましたが、現地調査の結果、舗装及び伸縮装置の状態が悪く、車両通行の支障となることから、早急に対応をする必要があることが判明しました。しかしながら、本箇所は1級河川根尾川の河川保全区域にあるため、河川管理者への申請が必要であり、手続に時間を要することから、年度内の完成が見込めないため、事業費としまして1,201万7,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、6ページでございますが、第3表の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

市内幼稚園につきましては、保育士及び幼稚園教諭の人材確保に努めているところでございますが、正規職員及び臨時職員の雇用が大変困難な状況のため、人材派遣事業者との派遣委託契約により臨時保育士等を確保し、幼稚園運営を行っているところでございます。

今回の債務負担行為につきましては、平成31年4月からの人材派遣による保育士等を確保することを目的としまして、本年12月以降に人材派遣事業者との派遣契約を締結するため、平成31年度保育士等派遣事業として限度額8,786万6,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

国庫支出金、国庫負担金、1目の民生費国庫負担金でございますが、本巢市国民健康保険の支援世帯数の確定によります国庫負担金83万2,000円を増額するものでございまして、国の負担率は2分の1でございます。

続きまして、県支出金、県負担金、1目の民生費県負担金でございますが、本巢市国民健康保険の支援世帯数及び軽減者数の確定によります県負担金348万4,000円を増額するものでございまして、県の負担率は支援分が4分の1、軽減分が4分の3でございます。

同じく、県支出金、県補助金、4目の農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業補助金でございますが、台風21号により被害を受けました市内8件の農業者が施設を再建するための費用としまして、893万円を増額するものでございまして、県の補助率は、通常は10分の3であります。今回は2分の1の補助率となっております。

同じく、4目の農林水産業費県補助金の野生鳥獣保護管理推進事業補助金でございますが、ニホンジカによります被害抑制のための必要捕獲頭数が、県全体の目標値に達していないため、本市としまして190頭の追加枠をいただきましたことから、285万円を増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、本巢消防事務組合解散精算金としまして、3,965万4,000円を補正するものでございます。

11ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、議会費を初めとして各款の給料職員手当等につきましては、職員管理上の事由の変更に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

中段の総務費、総務管理費、5目の財産管理費でございますが、市内の地区集会所及び地区公園を地縁団体に無償譲渡するための登記業務等に係る手数料70万3,000円を補正するものでございます。

12ページをお開き願います。

中ほどの民生費、社会福祉費、1目の社会福祉総務費の28節の繰出金でございますが、歳入で御説明しました保険基盤安定負担金の増額及び人件費の増額に伴う国民健康保険特別会計繰出金808万2,000円を増額するものでございます。

14ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、3目の農業振興費の8節の報償費でございますが、個体数調整捕獲報償金につきましては、歳入におきましても説明しておりますが、ニホンジカによります被害抑制のための捕獲報償金285万円を増額するものでございます。

同じく、3目の農業振興費の19節の負担金、補助及び交付金でございますが、経営体育成支援事業補助金につきましては、こちらも歳入で説明しております台風21号による被害を受けました農業者の施設を再建するための補助金としまして、893万円を増額するものでございます。

15ページをお開き願います。

土木費、道路橋りょう費、2目の道路維持費でございますが、台風21号により発生した倒木を緊急に除去するため、道路維持修繕委託料で対応しました結果、通常実施しております道路維持修繕委託料が不足しますことから、680万円を増額するものでございます。

同じく、5目の社会資本整備総合交付金事業費でございますが、まず委託料につきましては、入札差金による不用額として、測量調査設計等委託料654万6,000円の減額と、工事費につきましては、繰越明許費の設定をお願いしました山口地内の2110-5号橋の橋梁補修工事費といたしまして735万3,000円を増額をお願いするものでございます。

その下の項目になりますが、土木費、都市計画費、1目の都市計画総務費でございますが、市民の安全を確保するため、通学路等の道路沿いにあります危険なブロック塀の撤去等に係る経費を補助する事業としまして、新たに250万円を補正するものでございます。

また、本巢市議会定例会議案の概要の16ページの後ろに別冊とつけてあります平成30年度12月補正予算案の概要も、あわせてごらんいただければと存じます。

以上、議案第56号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

続いて、議案第57号の補足説明を洞口市環境部長に求めます。

洞口市環境部長。

#### ○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、議案第57号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

事業勘定の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,668万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,668万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて主なものを説明させていただきます。

6ページのほうをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございますが、6款1項1目の一般会計繰入金につきましては、軽減対象の世帯の数及び被保険者数がふえ、国庫負担金及び県負担金の保険基盤安定負担金が増額となったことに伴いまして、保険税軽減分といたしまして408万2,000円を、また保険者支援分といたしまして169万3,000円を増額するものでございます。

また、年度当初の人事異動等、職員管理上の事由変更に伴いまして、職員給与費等繰入金といたしまして230万7,000円を増額するものでございます。

7款1項2目のその他繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金の確定に伴いまして、2億1,860万5,000円を増額をお願いするものでございます。

次、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目の給料、職員手当等及び共済費につきましては、人事異動等、職員管理上の事由変更に伴いまして、230万7,000円を増額するものでございます。

6款1項1目の国民健康保険基金積立金1億7,000万円につきましては、前年度繰越金が確定したことなどによりまして、増額をするものでございます。

7款1項3目の償還金5,451万9,000円につきましては、額の確定によるものでございまして、平成29年度の療養給付に伴う国庫負担金の返還金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鐔本規之君）

続きまして、議案第58号から議案第60号までの補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

#### ○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議案第58号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ436万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,036万1,000円とするものでございます。

事項別明細書にて御説明させていただきます。



6 ページをお開き願います。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金で600万円の減額をお願いするものでございます。これは、次の5款1項1目繰越金が当初予算に比べ、平成29年度決算額が1,036万1,000円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、7 ページをお開き願います。

歳出の1款1項2目下福島地区処理施設管理費、3目弾正西地区処理施設管理費及び11目真正地区処理施設管理費につきましては、それぞれ11節の需用費で、燃料費及び光熱水費が原油価格の高騰などによりまして、予算に不足が生じるということで、それぞれ増額をお願いするものでございます。

2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れました市債の利率見直しに伴いまして、1目の元金で補正額98万6,000円の増額、2目の利子で補正額213万7,000円の減額でございます。

3款1項1目予備費の249万6,000円の増額につきましては、台風被害により予備費より充用いたしました228万3,000円の増額分及び歳出額の調整によるものでございます。

次に、議案第59号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,198万5,000円とするものでございます。

事項別明細書にて御説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入の3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、200万円の減額をお願いするものでございます。これは、次の4款1項1目の繰越金が当初予算に比べ、平成29年度決算額が398万5,000円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、7 ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目一般管理費の27節公課費におきまして、確定申告によります消費税の増額とそれに伴います予定納税額の増額に伴いまして、予算が不足するというので72万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れました市債の利率見直しに伴いまして、1目の元金で67万8,000円の増額、2目の利子で146万円の減額をお願いするものでございます。

3款1項1目予備費の204万2,000円の増額につきましては、こちらも台風被害によります予備費から充用いたしました159万9,000円の増額分及び歳出額の調整によるものでございます。

続きまして、議案第60号 平成30年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出の総額は、それぞれ400万円を減額し、8億3,100万円とするものがございます。

第3条資本的支出につきましては、その総額に167万9,000円を追加し、資本的支出の総額を7億5,877万2,000円とするものがございます。

2ページをお開き願います。

収益的収入につきましては、1款2項2目の他会計補助金を400万円減額するものがございます。これは、支払利息の減額に伴うものがございます。

次に、収益的支出につきましては、1款2項1目の支払利息を409万9,000円減額するものがございます。これは、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います支払利息の減額によるものがございます。

続きまして、資本的支出につきまして御説明させていただきます。

1款2項1目企業債償還金167万9,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴います企業債償還元金の増額によるものがございます。財源につきましては、内部留保資金を充てるものとしております。

なお、実施計画明細書が6ページに記載してございますので、ごらん願いたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第19 議員派遣について

### ○議長（鰐本規之君）

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

## 散会の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

11月21日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 今 枝 和 子

署 名 議 員 高 田 浩 視

